最終更新日：2016年4月1日

株式会社三菱総合研究所
代表取締役社長　大森京太
問合せ先：総務部長　芝崎恭一
証券コード：3636
http://www.mri.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスの基本方針は、「経営理念」に基づき、社会価値、顧客価値、株主価値、社員価値の4つの価値の総体である「企業価値」を持続的に向上させるための活動が適正に実行されることを確保することを目的としております。
「経営理念」は、当社のホームページに掲載しております。
http://www.mri.co.jp/company/info/philosophy.html

当社は、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則に従うことを基本方針とすることで、企業の継続的な発展を図るとともに、高い企業倫理を確立し、社会的信用を獲得するよう努めてまいります。
当社は、取締役総数の3分の1以上を社外取締役、監査役の過半数を社外監査役とし、「社外の視点」を積極的に経営に活かしております。業務執行は、取締役会が定めた経営の基本方針に基づいて、経営会議で決定し、執行役員が実施しておりますが、重要事項決定に当たっては、経営会議付議前に各種社内委員会に諮問を行っております。
また、当社は、傘下に重要な子会社である三菱総研DCS株式会社をはじめとする子会社、関連会社を有する企業グループとして、「行動規準」及び「三菱総合研究所コーポレートガバナンス・ガイドライン」を共有し、基本的な価値観や倫理観として尊重しております。
「行動規準」及び「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社のホームページに掲載しております。
http://www.mri.co.jp/company/info/guideline.html
http://www.mri.co.jp/ir/management/governance.html#corporateGovernance

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1-2-4 株主総会における議決権行使プラットフォーム等の採用）
当社は、現状では議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりませんが、次回株主総会までに対応する予定です。

（原則3-1（v）取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明）
当社は、定時株主総会招集通知に、社外取締役及び社外監査役候補者について個別の選任理由を記載しております。次回株主総会から、社外取締役及び社外監査役候補者以外の候補者についても個別の選任理由を記載する予定です。

（補充原則4-1-3　最高経営責任者等の後継者の計画）
最高経営責任者等の後継者の計画については、今後「ガバナンス諮問委員会」に諮問し、取締役会にて審議を行う予定です。

（原則4-2　報酬についての中長期的なインセンティブ付け）
（補充原則4-2-1　業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定）
経営陣の報酬については、現状、前期業績と連動する制度としております。中長期的な業績と連動する報酬制度や、自社株報酬制度などについては、現在検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1-4　いわゆる政策保有株式）
［政策保有の方針］
当社は、上場株式を政策保有するに際しては、業務の連携・補完、取引関係の維持・伸展、将来に向けた事業育成等、当社事業に対する中長期的な効果と株式投資に伴うリスク・リターン等を総合的に勘案し、審議を尽くしたうえで決定します。
取締役会は、政策保有株式に関し、出資先の事業の状況、投資のリスク・リターン等を定期的に確認し、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証します。

［議決権行使基準］
政策保有株式に係る議決権は、政策保有の目的達成に資することを基本としつつ、投資のリスク・リターン等を総合的に勘案して行使します。

（原則1-7　関連当事者間の取引）
当社は、関連当事者間の取引については、取締役会規則の定めにより、該当する場合は当該取締役を特別利害関係人として除外した上で取締役会において決議します。また、当社の全ての役員に対して、関連当事者間取引を把握するためのアンケート調査を実施するなど、関連当事者間の取引について管理する体制を構築します。当社は、月次で取締役の重要な兼任先との取引実績をフォローし、利益相反取引の有無を確認する体制を整備します。

（原則3-1　情報開示の充実）
（i）経営理念、中期経営計画
当社は、経営理念及び中期経営計画を策定し、公表しております。
「経営理念」及び「中期経営計画」は、当社のホームページに掲載しております。
http://www.mri.co.jp/company/info/philosophy.html
http://www.mri.co.jp/ir/management/plan.html

（ii）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方と方針は、本報告書Ⅰ-1をご参照ください。

（iii）役員報酬等の決定に関する方針
当社の役員報酬の決定方針・手続は以下のとおりとしております。
（1）取締役報酬限度額を株主総会決議で定め、その範囲内で取締役会で定めた「役員報酬に関する基本的考え方」に基づき決定しています。
（2）原則として役員賞与は支給しません。
（3）役員報酬は、基礎報酬と変動報酬で構成しています。基礎報酬は、役位及び職務の内容を勘案した相応額とし、変動報酬は、長期的な株主価値の創造に資することを目的として、業績目標の達成度に連動させております。
なお、社外取締役は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、また、監査役は、独立性の確保の観点から、それぞれ基礎報酬のみとしています。当該方針は、取締役は取締役会にて、監査役は監査役の協議にて、それぞれ決定しています。

（iv）取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・選任方針と手続き
取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きは以下のとおりとしております。

［社外取締役・社外監査役の選任方針］
当社の経営に対して、社外の第三者の視点に立った厳格な監視・助言が可能な経験や能力・資質を有する人材を選任します。

［取締役・監査役の選任方針］
経営理念の実践を常に心がけ、取締役・監査役として必要な見識、高い倫理観、経験、能力・資質を有する人材を選任します。

［取締役・監査役の選任手続］

法令の規定に従い、取締役会にて候補者を決定し、株主総会で選任します。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ます。

(v)取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の原則3-1(v)をご覧ください。

(補充原則4-1-1　取締役会の役割と責務)
取締役会は、取締役会規則に従い、法定事項・定款所定事項等の重要な業務執行の決定を行うとともに、職制規則、分掌規則、職務権限規則等により権限を明確に定め、代表取締役、取締役、執行役員、本部長等の意思決定者に委任しております。

(原則4-8　独立社外取締役の有効な活用)
取締役7名中3名が独立性基準を満たす独立社外取締役であり、当社は既に3分の1以上の独立社外取締役を選任しております。

(原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準)
社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の独立性の基準に準拠し、当社の経営に対して社外の第三者の視点に立った厳格な監視・助言が可能な経験や能力・資質を有する人材を選任しております。

(補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮し、経験豊富な人材を確保しております。
経営における監督と執行を分離し、取締役総数の半数以上を社外取締役を含む非業務執行取締役としております。(取締役選任に関する方針・手続きは原則3-1(iv)をご参照ください。)

(補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況)
取締役・監査役の兼任状況は、株主総会関係書類及びコーポレートガバナンス報告書等で開示しております。

(補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価)
取締役会において、取締役会の構成や運営等に関する評価を行い、その実効性について分析・評価し、取締役会の運営等の改善に活用することとしております。
今般、取締役全員から個別に意見聴取を実施し、その結果に基づいて取締役会で議論を行い、取締役会の構成や運営等について実効性があることを確認しております。

(補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング方針)
当社の取締役及び監査役のトレーニング方針は以下のとおりとしております。
(1)当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を実効的に果たすために必要十分な社内体制を整備します。
(2)当社は、取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識等、その求められる役割を果たすために必要な手段と機会を提供します。
(3)当社は、社外役員に社内の情報を十分に共有する体制を構築します。
(4)当社は、社外役員に対し、当社の経営理念、企業文化への理解促進を図るとともに、経営環境等について継続的に情報提供を行います。
(5)当社は、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備します。
(6)当社は、社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担します。

(原則5-1　株主及び投資家との建設的な対話に関する方針)
(1)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため株主及び投資家との建設的な対話を行うよう努めております。建設的な対話を目的とする株主及び投資家からの面談の申込みに対しては、必要に応じて取締役等が対応することとしております。
(2)当社は、株主及び投資家との建設的な対話を実現するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりとしております。
ア. 株主及び投資家との対話を統括する役員として、IRを統括する役員を指定し、対話を補助するIR、経営企画、総務、広報等の所管部署間での十分な情報共有を通じて、有機的な連携を確保します。
イ. 当社に対する理解の促進を図るため、投資家向けの説明会、代表取締役等とのミーティング、投資家訪問等を能動的に実施します。また、理解促進のツールとして、三菱総研グループレポート、株主総会関係書類、決算説明資料等を作成のうえ、株主及び投資家に提供するよう努めております。
ウ. 投資家との対話や株主へのアンケート調査を通じて得られた意見・要望は、IR所管部署で分析のうえ、代表取締役及び担当役員等にフィードバックします。
(3)当社の中期経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標及び目標実現のための施策の要旨を開示します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事(株)	1,213,876	7.39
三菱重工業(株)	1,113,800	6.78
三菱電機(株)	1,020,900	6.21
三菱総合研究所グループ従業員持株会	852,080	5.18
三菱化学(株)	752,300	4.58
三菱マテリアル(株)	752,300	4.58
三菱UFJ信託銀行(株)	681,974	4.15
三菱地所(株)	681,900	4.15
キリンホールディングス(株)	681,900	4.15
(株)三菱東京UFJ銀行	654,074	3.98

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畔柳信雄	他の会社の出身者								△			
佃　和夫	他の会社の出身者								△			
曽田多賀	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畔柳信雄	○	(株)三菱東京UFJ銀行特別顧問 当社は同行から業務を受託する取引があります。	長年にわたる金融機関の経営者としての幅広い経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
佃　和夫	○	三菱重工業(株)相談役 当社は同社から業務を受託する取引があります。	長年にわたる製造業の経営者としての豊富な経験に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
曽田多賀	○	曽田法律事務所代表	長年にわたる弁護士活動を通じた企業法務や経営実務に関する幅広い知識と経験に基づき、当社社外取締役として業務執行者に対する監督等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当								

する任意の委員会	ガバナンス諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明 更新

■ガバナンス諮問委員会
＜開催頻度＞
原則として年2回

＜委員の構成＞
社外役員(※)が過半数を占める。
※上記の社外取締役には、非常勤である非業務執行取締役1名を含む。

＜主な討議テーマ＞
・指名・報酬などの重要事項
・取締役会の実効性に関する分析・評価

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

2015年9月期においては、監査役は会計監査人との会合を10回開催し、会計監査人の監査体制の確認、互いの監査計画の説明、会計監査等の実施状況並びに報告の聴取等を実施しております。
また、監査役は監査室と原則として月次の会合を開催し、内部監査体制の確認、互いの監査計画の説明、監査の進捗状況の説明等を実施しております。加えて監査役は内部監査結果の報告を随時受けており、2015年9月期には報告会は12回開催されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上原治也	他の会社の出身者										△			
松宮俊彦	公認会計士										△			
松尾憲治	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上原治也	○	三菱UFJ信託銀行(株)最高顧問 当社は同社から業務を受託する取引と同社へ業務を委託する取引の双方があります。	長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
松宮俊彦	○	松宮俊彦公認会計士事務所代表 同氏は過去に有限責任監査法人トーマツのパートナーを務めており、当社は同監査法人へ業務を委託する取引がありま	公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。

		す。なお、同氏が同監査法人在籍時に、当社の監査に直接関与した実績はありません。	また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
松尾憲治	○	明治安田生命保険(相)特別顧問 当社は同社から業務を受託する取引があります。	長年にわたる生命保険会社の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を期待できること。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、不確定金額方式(会社法第361条第1項第2号)による、いわゆる「業績連動型報酬制度」は導入しておりませんが、業績とのリンクを強め、役職、業績、会社の持続的成長に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。なお、当社は2007年12月14日より役員退職慰労金制度を廃止しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年9月期の取締役の報酬等の総額は、取締役7名に対し130百万円、うち社外取締役4名に対し24百万円です。
(注)
1. 取締役報酬限度額(年額)は600百万円となっております(2007年12月14日開催の第38回定時株主総会決議)。
2. 役員賞与はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、基礎報酬と変動報酬とで構成しております。取締役については、役位及び職務の内容を勘案した相応額の基礎報酬に加え、長期的な株主価値の創造に資することを目的として、報酬の一定割合を業績目標の達成度に連動させる変動報酬を採用しております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることを鑑み、基礎報酬のみとしております。また、監査役については、独立性の確保の観点から、基礎報酬のみとしております。
当該方針については、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて、それぞれ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部が、社外監査役に対しては監査役室(専任のスタッフ)がそれぞれ必要なサポートを行っております。取締役会の開催に際しては、会議議案の事前説明、各種情報提供などを行っております。
また、内部統制担当役員及び内部監査担当役員が、それぞれ当該業務の状況を取締役会、監査役会に報告しております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査役会において、それぞれの経験・識見等に基づき、中立かつ客観的観点から必要な発言を行っており、こうした質疑等を通じて、直接・間接的に、内部監査、監査役監査、会計監査と連携して、内部統制所管部署の業務執行に対する監督や牽制機能を果たしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.会社の機関の内容
(1)取締役会・役員体制
当社の取締役会は、経営の意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督する権限を有しておりますが、公明正大な企業活動を通じて、社会・顧客及び株主の皆様の期待に応えるため、「Ⅰ 1.基本的な考え方」にも記載のとおり、取締役7名のうち3名を社外取締役としております。また、男性6名、女性1名で構成されております。なお、社外取締役の役割・機能については、現在の社外取締役3名のうち2名は他企業の経営の経験者、1名は弁護士であり、それぞれの立場・経験・知見に基づいた広い視野から経営の意思決定と、監視を可能とする体制を構築しております。
また、業務執行は執行役員12名を選任し、経営と執行を分離することにより、効率的で的確な意思決定と業務遂行責任の明確化を図っております。

(2)監査役会・監査役
当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社を採用しております。監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されております。また、男性5名、女性0名で構成されております。監査役は、株主総会や取締役会への出席、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受等の法律上の権利行使のほか、常勤監査役が、経営会議や社内委員会等の重要な会議への出席や、内部監査結果の報告収受等を行うことにより、実効性のある監査を実施しております。
また、監査役の機能強化に係る取組み状況については、「Ⅱ 1.機関構成・組織運営等に係る事項」の【監査役関係】の「監査役と会計監査人の連携状況」、「監査役と内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役の選任状況」、並びに【社外監査役のサポート体制】に記載しておりますので

ご参照ください。

⑶経営会議・執行役員会議
経営会議は、代表取締役、役付執行役員及び部門長で構成されており、原則として毎週水曜日に定例開催するほか、必要に応じて臨時開催することで、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的重要事項を協議決定しております。なお、経営会議には常勤監査役が毎回参加し、モニタリングをしております。
執行役員会議は、代表取締役、執行役員及び研究理事によって構成されており、原則として毎月1回定期開催しております。執行役員会議では、代表取締役は取締役会を代表して執行役員の業務執行状況を把握し、取締役会の指示、決定事項を執行役員に伝達し、社長は執行役員に経営の現状を説明するほか、各執行役員に必要な指示を行い、その他の執行役員、研究理事は、自己の業務執行又は遂行状況の報告を行っております。

⑷各種社内委員会
当社は、経営会議の諮問機関として各種社内委員会を設置しております。
経営戦略、連結経営、内部統制、情報システム、研究開発、人事、懲戒、大型プロジェクトの受注等経営の重要事項については、役員等を委員長とするこれら社内委員会が十分に討議を尽くしたうえで、経営会議に付議することにより、透明性や牽制機能を確保するとともに、特定ラインのみによらない広い視野からの各種施策決定を可能としております。

⑸連結経営管理
当社は、三菱総研DCS株式会社をはじめ子会社、関連会社を有しております。企業グループとして「経営理念」「行動規準」の趣旨の共有化を図り、徹底することにより、グループとしての企業価値の向上と業務の適正さを確保する必要があるため、グループ各社については基本的に当社と同等の制度を導入しております。
これに加えて、特に重要な子会社である三菱総研DCS株式会社とは同社経営の重要事項については当社との事前協議を必要とする旨の経営管理契約を締結するとともに、連結経営委員会を設置し、経営状況については、代表取締役が定期的に確認を行う体制を構築しております。
また、内部監査部門の業務監査により、グループ各社の業務の適正さを確保するとともに、内部通報・相談制度をグループ各社に適用し、法令違反不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備しております。

2.内部監査及び監査役監査の状況
当社の内部監査は、社長直轄の組織である監査室（専任のスタッフ）が担当しており、内部監査規則に従い、業務監査、会計監査、システム監査等を実施しております。監査室は、当社、子会社について、三菱総研DCS株式会社の監査室とも連携のうえで監査を実施しております。
当社の監査役監査は、監査役5名（常勤監査役2名、非常勤である社外監査役3名）が、監査役会規則、監査役監査基準の規定に従い、監査計画を策定し、書類の閲覧・重要会議への出席・ヒアリング等の手法により監査を実施しております。
なお、監査室、子会社監査室、監査役、子会社監査役、会計監査人間での緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど情報交換を積極的に行うことで、監査環境を整備し、監査の有効性・効率性を高めております。
また、内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制所管部署との関係は、監査室、監査役、会計監査人が内部統制所管部署に対して独立した立場で監査を実施し、内部統制所管部署はそれらの監査が効率的かつ適切に実施されるよう、協力する関係にあります。

3.会計監査
当社の会計監査業務は、有限責任監査法人トーマツに所属する公認会計士が執行しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由については、「I　1.基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。
なお、社外取締役の役割・機能については、上記「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の「1.⑴取締役会・役員体制」に記載しておりますのでご参照ください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月第3木曜日に開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用
その他	当社ホームページ上に招集通知を早期（発送前）掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループでは、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、適時、適正、公正かつ公平に重要情報の開示を行います。また、当社グループを広く社会に理解していただくために有効と思われる情報についても、積極的な情報開示を行うことを情報開示の基本方針としております。 当社の情報開示方針は公式サイト（http://www.mri.co.jp/ir/management/policy.html）に公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・アナリストの皆様を対象とした決算説明会を、半期に1回、本決算と第2四半期決算時に開催し、代表取締役社長から業績、中期経営計画などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報（http://www.mri.co.jp/ir/index.html）に、適時開示資料、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書などの各種資料を即日掲載し、多くの株主・投資家の皆様が必要な情報を手軽に入手できるように努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室を設置し、専従スタッフがIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR基本方針として「知の提供による社会貢献」、「人材育成に対する社会貢献」、「企業としての社会的責任の遂行」の3つを掲げております。また、三菱総研グループレポートにおいて、社会、お客様、株主様、ビジネス・パートナー、社員など、さまざまなステークホルダーに対する責任を果たすための取組みについて記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、シンクタンク・コンサルティングサービス、ITサービスの事業活動（プロジェクトの実施）、社会への情報発信を通じて、環境経営、CSR経営を推進し、持続可能な社会の構築を目指しております。 当社は工場等の生産設備を持たないため、事業所内活動による環境影響よりも、本業である、プロジェクトの実施における環境配慮の提案やソリューション提供、社会への情報発信によって、お客様や社会に大きな環境影響を与えております。それらの環境影響のほとんどは好影響であると認識しておりますが、悪影響を及ぼすプロジェクトについては、その悪影響を少しでも改善する提案を行うよう研究員一人ひとりが心掛けております。
その他	＜ダイバーシティの推進＞ 性別、年齢などを問わず、多彩な社員が働きやすい制度・就業環境の整備を進めるとともに、シニア、障がい者、外国人の採用を進めております。また、社員一人ひとりを尊重する、人権啓発の活動を行っております。併せて、ハラスメントの防止に向け、マニュアル整備、専用の相談窓口の設置などの取組みを行っております。 ＜ワークライフ・バランスの取組み＞ 仕事と家庭を調和させ、相乗作用による好循環を狙いとして、ワークライフ・バランスの取組みを進めております。具体的には、第2子以降誕生時の育児支援金の支給、子が満9歳の4月末日を迎えるまでの育児勤務制度、制度利用者による情報交換会、出産・育児ハンドブック作成、在宅勤務制度など、仕事と家庭の両立のための制度を整備、運用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
当社は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につき2015年7月31日開催の取締役会において変更決議をしております。
その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規準」を制定する。
【運用状況】
・経営理念及び行動規準は常に社内で閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内周知するとともに、公式サイト等を通して社外発信している。

（2）「取締役会規則」、「コンプライアンスに係る規則」等各種社内規則の制定及び周知徹底を通じて、役職員が法令等を遵守するための体制を整備する。
【運用状況】
・社内規則の周知徹底及び社内研修による教育等を実施するとともに、社員向けアンケートでコンプライアンスに関する遵守状況を確認している。

（3）コンプライアンスを所管する役員及び統括部署を設置し、各部署にコンプライアンス担当その他必要な人員配置を行い、使用人に対する適切な教育研修体制を構築する。
【運用状況】
・コンプライアンスに係る教育は、新人研修、キャリア研修、階層別研修及びE－learning等で必修項目として実施している。
・当事業年度には、コンプライアンス・ディスカッション（各本部内で職制を通じてコンプライアンスに関する意識を高めることを目的とした自律型研修）を継続して実施した。

（4）コンプライアンスに係る内部通報・相談制度を設ける。
【運用状況】
・社外弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者保護を社内規則に明記するなど、適切に運用している。

（5）役職員の職務執行の適切性を検証するため、社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規則」に従い、必要に応じ、監査役及び監査法人との間で協力関係を構築し、効率的な内部監査を実施する。
【運用状況】
・監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施している。

（6）反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、いかなる便益も供与せず、一切の関係を遮断し、そのために必要となる取引の防止及び対応に係る規程、組織等の整備を行う。
【運用状況】
・行動規準に上記の方針を明記するとともに、反社会的勢力対応マニュアルを策定し社内に周知している。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役会及び経営会議等の職務の執行に係る重要な文書の取扱いは、「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書管理規則」及び「情報セキュリティ管理規則」に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。
【運用状況】
・取締役会関連文書等は、上記の社内規則に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理している。

（2）監査役が求めたときは、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧に供し又は謄本を提供する。
【運用状況】
・監査役室が監査役と担当部署との連絡窓口となり、監査役からの請求に適切に対応している。

（3）秘密情報、個人情報等の情報セキュリティを一元的に所管する役員及び統括部署を設置し、各部署責任者と連携し、情報資産全般にわたる一元的・包括的管理体制の構築とその継続的改善により情報セキュリティを確保する。
【運用状況】
・情報セキュリティ管理規則等の社内規則に従い適切に管理を行っている。
・当事業年度には、標的型攻撃対策システムを導入するほか、情報セキュリティ関連規則の見直し及び訓練の実施等を含む各種セキュリティ強化施策を実施した。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）「リスク管理規則」を制定し、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とするとともに、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
【運用状況】
・総合リスクマネジメントシステム（Advanced Risk Management System ： 以下「ARMS」）に基づき、月次でリスクモニタリングを実施し、関係者で情報共有している。モニタリング対象事項を定めたリスク管理台帳は、当社事業を取り巻くリスクに対応して毎期更新している。
・有事の危機管理においては、リスク第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築する仕組みを構築し、適切に対応している。
・当事業年度には、危機活動に至る案件は発生していない。

（2）大地震等の重大危機発生時に備えて、関係者の安全や社会への貢献にも十分に配慮の上、迅速な事業継続及び通常機能の回復に必要な体制や計画、マニュアル類を整備し、その継続的改善により危機対応力を確保する。
【運用状況】
・必要なマニュアル類を整備し、事態に備えた体制を構築している。

（3）リスクの特定、計測、コントロール及びモニタリングからなるリスク管理プロセスであるARMSによって適切にリスクを管理する。
【運用状況】
・上記（1）に記載の管理を適切に行っている。

（4）リスク管理を所管する役員及び統括部署を設置し、各部署にリスクマネジメント担当その他必要な人員配置を行い、リスクを管理するための委員会を設置する。
・投融資や重要な社内制度の新設改廃等を審査する委員会
・コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会
・大規模プロジェクトの受注に係るリスクを評価し、受注の適否を審査する委員会
・情報システムの整備に関する委員会
【運用状況】
・委員会の設置、存廃及び編成は、毎期経営会議で審議し、必要な見直しを実施している。

（5）特に、ソリューション案件においては、SIプロジェクト標準手順を導入し、対象プロジェクトの事前チェック及びプロセスレビューを行うことで、システム開発を伴うSIプロジェクトのリスク管理を徹底する体制を整備する。
【運用状況】
・SIプロジェクトに関する社内規則に基づき、専任部署が営業段階から確認を行う体制を構築している。
・当事業年度には、重大なソリューションインシデントは発生していない。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役会は定時開催のほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来さぬ体制を確保する。
【運用状況】
・当事業年度には、10回実際に開催し、2回書面により報告を行った。

（2）経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するた

め取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
【運用状況】
・経営会議への委任及び委員会への諮問は社内規則に基づいて行い、経営会議及び各種委員会を適切に運用している。

(3)取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、日常の職務遂行に際しては、「職務権限規則」、「分掌規則」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
【運用状況】
・上記の社内規則に基づいて、部門長、本部長及びグループリーダーが意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っている。

(4)経営目標の達成管理を適切に行うため、計数的な予実管理をはじめ個別施策の達成状況については継続的に検証し、その結果を反映する体制を整備する。
【運用状況】
・月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は、内容に応じて、経営戦略委員会、経営会議及び取締役会に付議又は報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っている。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における企業価値向上及び業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループ各社において、「経営理念」及び「行動規準」の趣旨の共有を図り、内部通報・相談制度を導入すること等のコンプライアンス体制を定めることにより、当社グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
【運用状況】
・当社グループ各社において、内部通報・相談制度を導入し外部通報先の一元化を行うなど、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っている。
・当事業年度には、主要グループ各社においてコンプライアンス・ディスカッションを試行実施した。

(2)当社と当社グループ各社間の管理・報告体制及び当社グループ各社の効率的な経営を確保するための体制として以下を実施することにより、当社グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。
・重要な子会社のうち大会社である三菱総研DCS株式会社(以下「DCS」)に対しては、役員派遣及び管理担当部署の設置を行うほか、同社との間で連結経営委員会を設置する。また、同社とは同社経営の重要事項を当社と事前協議しなければならない旨の経営管理契約を締結するとともに、代表取締役が同社の経営状況を定期的に確認する。
・DCS以外の当社グループ各社に対しては、当社又はDCSにおいて、役員派遣及び管理担当部署の設置等を行う。
・内部監査部門が当社グループ各社に対して業務監査を行う。
【運用状況】
・DCSに関しては、連結経営委員会において、当社及び同社の代表取締役及び役付役員を委員として、連結経営に係る重要事項を密接に協議し、連携を強化している。また、経営管理契約に従い、同社の経営に関する重要事項は当社による事前承認又は当社への報告の対象となっている。
・DCS以外の子会社に関しては、派遣役員及び管理担当部署を通して必要な指導及び監督を行うほか、必要に応じて、月次の業況報告及び連絡会議等を通して経営状況の適切な把握に努めている。
・毎期、内部監査計画を策定し、グループ各社に対する各種監査を実施している。
・当事業年度には、当社グループ各社において、親会社(当社又はDCS)の「内部統制システム」基本方針を遵守する旨の取締役会決議を行った。

(3)リスクの特定、計測、コントロール及びモニタリングからなるリスク管理プロセスであるARMSを導入すること等により、当社グループ全体のリスクを管理する。
【運用状況】
・当社グループ各社に対して、月次でリスクモニタリングを実施し関係者で情報共有する等の対応を行い、当社グループ全体のリスク管理体制の構築を図っている。
・当事業年度には、情報セキュリティ分野で、グループ主要各社のリスク担当者による定期的な会合を開催し、個別事象及び各社の情報セキュリティ対策に関する情報共有を行った。

(4)当社及び当社グループ各社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、当社の社会的な説明責任と公共的な使命を十分認識し、当社の株主や投資家をはじめとする利害関係者に対して公表する財務報告の信頼性を確保するとともに、財務報告の適正性を確保するための内部統制を構築する。
【運用状況】
・財務報告に係る内部統制の整備状況評価及び運用状況評価について、年度計画、進捗状況及び最終評価結果等を取締役会及び経営会議等に報告し、財務報告に係る内部統制の適正性を確保している。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を設置し監査役会の指揮のもとに置く。
【運用状況】
・監査役の職務を補助する組織として監査役室を置き、監査役会の指揮に基づき監査役会事務局の運営にあたらせている。

(2)監査役の職務を補助すべき使用人の人事等当該使用人の独立性に関する事項については、監査役会の意向を尊重する。また、当該使用人は監査役会事務局の専任として配置する。
【運用状況】
・監査役室所属員の人事等は監査役と協議の上決定している。また、監査役室は専任の組織として設置している。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、監査役に対して以下の事項を報告する。
・取締役会及び経営会議で決議又は報告された事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・内部監査の実施状況及びその結果
・不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
・内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容
・その他監査役が報告を求める事項
【運用状況】
・監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部統制関連部署の長と監査役が定期的に会合し、必要な報告を実施している。

(2)取締役及び使用人は、子会社の取締役、監査役及び使用人から当社グループ各社の状況に係る重要な事項の報告を受け、これを監査役に対して報告する。
【運用状況】
・監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から当社グループ各社に関する必要な情報を得るほか、当社及びDCSの監査役が定期的に会合し、グループ内の監査役の連携を強化している。

(3)当社及び当社グループ各社は、監査役に対する報告をした者(内部通報・相談制度により通報をした者を含む。)に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
【運用状況】
・当社及び当社グループ各社において上記の方針を徹底している。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1)監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役の請求に従い会社法の定めに基づいて会社が負担する。
【運用状況】
・必要に応じて費用の前払いを行うなど、監査役の請求に従い会社法の定めに基づき適切に対応している。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役及び内部監査実施部署は、監査役と定期的に意見交換を行う。

【運用状況】
・代表取締役及び監査室は、定期的に監査役との間で意見及び情報交換の会合を実施している。

(2)監査役が取締役会に出席し、常勤監査役が経営会議に出席するほか、投融資や重要な社内制度の新設改廃等を審査する委員会及び大規模プロジェクトの受注に係るリスクを評価し、受注の適否を審査する委員会その他重要な社内の委員会にオブザーバーとして出席することにより、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供が可能な体制を構築する。
【運用状況】
・監査役は、取締役会、経営会議及び各種委員会に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしている。

(3)取締役、執行役員及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力するものとする。
【運用状況】
・監査役からの依頼に対し、適切に対応している。

(4)その他、取締役、執行役員及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に定めのある事項を尊重する。
【運用状況】
・監査役会規則及び監査役監査基準は常に社内で閲覧できる状態にあり、これらに従い適切に対応している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)
当社は、当社及びグループ各社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)社内規則の整備状況
当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、内部統制システムに関する基本方針及び行動規準に定め、その具体的な内容を社内規則に定めております。
(2)対応総括責任者、管轄部署、各部対応者
総括責任者をコンプライアンス担当役員とし、対応決定を行っております。また、管轄部署として、法務・コンプライアンス部において、通報相談窓口、反社会的勢力との応対主担当、問題発生部署の対応支援等を行っております。
さらに、各部担当者をコンプライアンス担当とし、所属部署のモニタリング、管轄部署との連絡窓口を行っております。
(3)外部の専門機関との連携状況
所轄警察署、暴力追放相談センター、民暴対策弁護士、丸の内地区特殊暴力防止対策協議会会員等との連携をとりながら対応を進めます。
(4)対応マニュアル・標準契約書式の整備状況
以下の点について取りまとめたマニュアルを作成しております。
・反社対応の心構えと社内体制
・反社の種類、特徴
・反社に応対せざるを得なくなった場合の注意点等
また、当社各標準契約書式に、反社会的勢力との関係が判明した場合の解約条項を追加しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 基本方針
当社では、当社の定める「適時開示規則」に基づき、当社ならびにグループ各社の会社情報を、株主や投資家等のステークホルダーに対して、適時・適切に情報開示することとしております。

情報開示の基本方針(「適時開示規則」より抜粋)
(1) 常に社会的な説明責任を果たしうる公明正大な企業活動を行い、法令を遵守するとともに、社会的規範も尊重する当社グループの「行動規準」に則り、取引所の適時開示関係規則を遵守します。
(2) 取引所の適時開示関係規則に従い、適時・適切な会社情報の開示が、健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを認識し、常に当社の株主や投資家をはじめとする利害関係者に対して、適時、適正、公正かつ公平に重要情報の開示を行います。
(3) 取引所の適時開示関係規則に規定される重要情報のほか、当社グループを広く社会に理解させ、適切な企業価値の評価に資するために有効な情報についても、積極的に、わかりやすく開示します。

2. 教育
適時開示については、当社の定める「インサイダー取引防止規則」の徹底遵守とあわせて、説明会やe-ラーニングなどを通じた教育及び周知徹底を図っております。また、「適時開示業務手順書」を整備し、適時開示の実務に携わる全ての社員に適時開示の体制や手順を周知徹底しております。

3. 当社に関する決定事実、発生事実、決算情報について
東京証券取引所の適時開示項目ごとに、社内規則に照らした所管部署を規定しております。これにより、適時開示に係る重要情報について所管部署が適宜情報収集を行い、情報開示責任部署であるIR室に重要情報を一元集約することで、適時・適切な開示を行う体制としております。

(1)決定事実
当社の決定事実については、所管部署と情報開示責任部署が連携して適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者(代表取締役社長により任命)に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、重要情報の種別により定められた決定機関(経営会議、取締役会、株主総会)による決定後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

(2)発生事実
当社の発生事実については、所管部署にて発生事実を認識した時点で情報開示責任部署に報告、所管部署と情報開示責任部署が連携して適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。また、緊急性の高い案件については、代表取締役社長にも報告し、代表取締役社長より指示を受けることとしております。なお、開示した発生事実は、速やかに経営会議等に報告することとしております。

(3)決算情報
当社の決算情報については、経理財務部が関係各部署と調整の上、決算情報の開示書類(決算短信等)を作成、決定機関(経営会議、取締役会)による承認後、経理財務部が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。また、業績予想の修正については、経営企画部が部門の予算管理者ならびにグループ各社による業績見通しの報告を受けて起案、決定機関(経営会議、取締役会)による承認後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

4. 子会社の決定事実、発生事実、決算情報の把握体制について
子会社の決定事実及び発生事実については、重要な決定事項に関する事前協議や発生事実に関する危機管理協定等の子会社管理の仕組みの上で、適時開示に係る重要情報を把握する体制を構築しております。子会社ごとに当社に置く一次担当部署ならびに重要情報の所管部署が情報を収集、情報開示責任部署に必要な情報を集約し、所定の手順に従い、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

